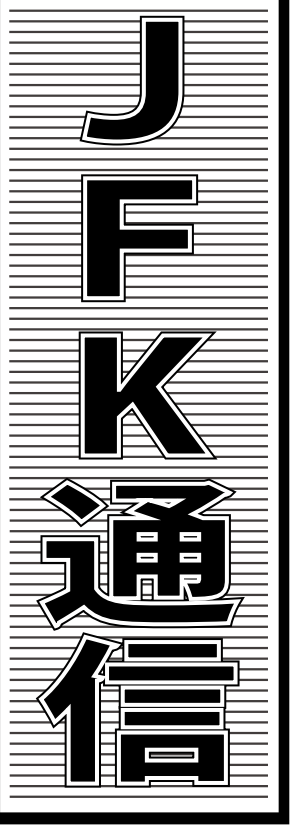


# 次亜塩素酸水による 空間除菌解禁!



▲議連代表から山本厚労副大臣に提言書を提出

「空間噴霧をお勧めしないのは、吸入により健康影響のおそれがある。消毒薬や健康を害する類のものであり、次亜塩素酸水など個別の商品の選択についてはメーカーの取扱説明書や安全性の説明のもとに消費者が自己責任で使う」と変更されました。QAにも「個々の製品の使用に当たり、その安全性情報や使用上の注意事項等を守って

「空間噴霧をお勧めしないのは、吸入により健康影響のおそれがある。消毒薬や健康を害する類のものであり、次亜塩素酸水など個別の商品の選択についてはメーカーの取扱説明書や安全性の説明のもとに消費者が自己責任で使う」と変更されました。QAにも「個々の製品の使用に当たり、その安全性情報や使用上の注意事項等を守って

**厚労省から次亜塩素酸水の空間噴霧を認める通達が出されました。**

発行元  
JFK  
一般社団法人次亜塩素酸水溶液普及促進会議  
〒001-0011  
札幌市北区北11条西2丁目2-17 セントラル札幌ビル4階  
info@jia-jp.net



11月30日にはヒタヒタボスターも青色にイメージチェンジし「ヒタヒタにしない」と効かない「アルコールのように効かない」「吸い込む恐れがある」「ほかのまがった記載もすべてカットされました。

「空間噴霧をお勧めしない」という見解で、次亜塩素酸水に対する根拠のない風評が流され、この1年間にわたって本来感染対策に大きな効果を持つはずの資材・製品が封じられてきました。この通達を持つことで、保健所も正しい指導を行うことができるようになりました。

「空間噴霧をお勧めしない」という見解で、次亜塩素酸水に対する根拠のない風評が流され、この1年間にわたって本来感染対策に大きな効果を持つはずの資材・製品が封じられてきました。この通達を持つことで、保健所も正しい判断で感染対策を行うことができます。

「空間噴霧をお勧めしない」という見解で、次亜塩素酸水に対する根拠のない風評が流され、この1年間にわたって本来感染対策に大きな効果を持つはずの資材・製品が封じられてきました。この通達を持つことで、保健所も正しい判断で感染対策を行うことができます。

「空間噴霧をお勧めしない」という見解で、次亜塩素酸水に対する根拠のない風評が流され、この1年間にわたって本来感染対策に大きな効果を持つはずの資材・製品が封じられてきました。この通達を持つことで、保健所も正しい判断で感染対策を行うことができます。



全国の集会、政策パーティー、コンベンションなどで次亜塩素酸水が感染対策に使われています。

# 次亜塩素酸水を陥れた 風評工作の不都合な真実

新型コロナウイルスを不活化することが発表されたにも関わらず、造られた風評によって政府の感染対策に取り入れられずに来たこの1年半の経緯を振り返ります。

- 2020年4月 マスク、アルコールの払底。政府が国民にマスク配布。飲用アルコールを医療や消毒に使うことを可能とすることを発表。アルコール業界の需給対策として500億円の補助金を交付。
- 4月15日 経産省はアルコールの払底に対してアルコール代替の資材として次亜塩素酸水と界面活性剤を試験すると発表。
- 5月30日 NHKニュースで「次亜塩素酸水の効果はなかった」、「空間噴霧は危険」とのセンセーショナルな誤報。NITEは否定するも民放、各紙が追随。「WHOが禁止している」など事実に反するファクトシートが流布。
- 6月11日 後にJFK代表理事となる(株)あかりみらい越智社長と5月13日に世界初のコロナ不活化試験結果を発表した北海道大学玉城名誉教授と次亜塩素酸水の第一人者三重大学福岡教授、予防工学の東京工業大学奈良林特任教授の4名が東京KKRホテルにてインターネット中継を交えて記者会見。
- 6月26日 NITE最終報告。「次亜塩素酸水は新型コロナウイルスを不活化する」ただし「アルコールのように効かない。ヒタヒタにして20秒待たないとならない。空間噴霧は目が結膜炎になり気道障害を起こす。」とNITE委員長が発表。(後に否定。2021年10月21日に事務通達変更。11月30日にポスター差し替え)
- 6月30日 NITEの事実に反する発表に対して、全国の次亜塩素酸水溶液メーカーと販社約130社が一般社団法人次亜塩素酸水溶液普及促進会議(JFK)を設立。JFK設立総会。記念講演会。全国中継。厚労大臣、経産大臣、消費者庁長官に質問状。NHKに質問状。NHKの誤報についてBPOに提訴。
- 7月11日 東京KKRホテルにてJFK勉強会。全国中継。
- 9月1日 北里大学片山教授(NITE委員を脱退)が洗剤と次亜塩素酸水の新型コロナ不活化試験結果を発表。「次亜塩素酸水は新型コロナウイルスを不活化しなかった」と科学的にありえない内容を発表。
- 11月11日 朝日新聞にJFK全面意見広告。
- 11月17日 札幌市コンベンションセンターにて第1回JFK学会開催。学会アピールを発表。
- 11月21日 菅総理大臣、西村産業創生大臣にJFK提言書提出
- 12月21日 参議院議員会館地下会議室にて国会議員勉強会開催。
- 2021年4月22日 日本除菌連合設立総会
- 5月12日 第1回「感染対策を資材と方法から考える超党派議員連盟」総会
- 7月8日 第2回「感染対策を資材と方法から考える超党派議員連盟」総会 NITE松本委員長よりメッセージ。

- 2~8月 参議院予算委員会、厚労委員会、農水委員会などで議連議員から国会質疑「除菌対策に補助金を」「オリンピックでも空間除菌が必要」「WHOは次亜塩素酸水の空間噴霧を禁止していない」「厚労省がおススメしない根拠はなにか」←田村厚労大臣「WHOが禁止していないことは確認」「海外での知見がないため厚労省としてはおススメしていない」
- 8月26日 次亜塩素酸水の空間噴霧の安全性についてヒトによる安全性試験結果を発表。
- 8月31日 三重大学福岡教授が田村厚労大臣に次亜塩素酸水の安全性と効果についてレクチャー。
- 9月1日 JFK品質認証システム開始
- 9月11日 参議院議員会館講堂にて第3回議員連盟総会。厚労省代表より「空間噴霧をお勧めしない」と言っているのは健康に害のある強力な消毒剤のことを指しており、次亜塩素酸水はこの限りにあらず」と新たな見解を表明。厚労省副大臣と経産省副大臣に議連提言書手交。厚労省副大臣から通達を事務連絡として出す旨回答。
- 9月~11月 通達事務連絡文の修正案交渉。議連会長の片山さつき議員事務所にて通達をよりわかりやすい表現に修正することと3省連名ポスターの抜本的修正を求めて打ち合わせを重ねる。
- 10月13日 幕張メッセにて感染対策エキスポにJFKブース出展。
- 10月21日 厚労省が全国に修正事務連絡を通達。QAでは「メーカーの使用上の注意を遵守して安全に使うことを妨げるものではない」という明確な表現が全国の自治体保健衛生主管局に送られた。
- 10月23日 札幌市道新ホールにて第2回JFK学会開催。全国中継。
- 11月24日 JFK会員41社からの中間報告では450の自治体保健所のサンプリング調査を行ったところ280が通達を見ていないという結果が判明。11月29日に厚労省が全国に再通達。
- 11月30日 3省連名ポスターの修正版が差替えされる。
- 12月8日 JFK臨時総会開催

## 第2回議員連盟総会へのNITE評価委員長のメッセージ

「新型コロナウイルスの伝播様式については、米国CDCも空气中を漂うエアロゾルを介した感染リスクが高いことを示しており、マスクの着用やソーシャルディスタンスだけでは感染対策上、十分でないことはこれまでのクラスター発生状況からも明らかです。有効な対策としては換気の徹底あるいは空間中のウイルスの消毒が挙げられますが、まだ科学的に証明されていないために有効と思われる方法が取り入れられておりません。超党派議員連盟の先生方には、是非、科学的な検証を後押ししていただき、空間中のウイルス対策を国内外で活用できるようご支援をいただくことを切に願っております。(国際医療福祉大学教授 松本哲哉)

詳しくは **検索** **次亜塩素酸水溶液普及促進会議** **ホームページ** をご覧ください。

当会議の活動/JFK品質認証シール/次亜塩素酸水溶液への誹謗中傷に対する当会議の見解/効能・安全性のエビデンス/除菌事例/ご意見・ご賛同メッセージ/意見広告/実験動画/次亜塩素酸水溶液について/次亜塩素酸水溶液の有効性/次亜塩素酸水に関する記事集/空間噴霧に対する真実/JFK通信



# 厚労省、経産省、消費者庁連名のポスターが変更されました!!

### これまでのポスター(2020年6月26日)

### 新しいポスター(2021年11月30日差し替え)

# 次亜塩素酸水の空間噴霧への厚労省の見解が変更されました!

次亜塩素酸水の安全性については、数々の動物実験とヒトによる実験によっても証明されています。通常の製品を取り扱い説明書に沿って使用しても、労働安全衛生法に規制される数値500ppbの1桁以上低い数値にしかなりません。超音波加湿器によって霧状に噴霧されたミストは気化することで10~50ppb(ppbはppmの1/1000)程度の濃度のガスに変わり空気中の除菌を行います。この数値はプール室内空間と同様の水準で人体には影響ありません。

### 次亜塩素酸水溶液の空間噴霧

2種類の形態で作用する

気体状次亜塩素酸

噴霧微細粒子

超音波霧化器

### 超音波霧化粒子の安全性試験

1. 噴霧吸入毒性試験(ラット)

暴露期間: 90日間

次亜塩素酸水溶液 (pH 5.5~5.8)

- 50 mg/L (13 mg/h·m<sup>3</sup>)
- 100 mg/L (27 mg/h·m<sup>3</sup>)
- 200 mg/L (53 mg/h·m<sup>3</sup>)

対照群: 水道水

以下の項目を検査

- 一般状態、体重増加に異常なし
- 肝臓、代謝機能、腎臓に異常なし
- 血液一般検査において異常なし
- 血液学的検査において異常なし

全身毒性および吸入毒性は認められない

2. 気管支内投与による急性毒性試験(ラット)

次亜塩素酸水溶液: 250 mg/L, pH 6.5

対照群: 注射用水

投与量: 0.5 mL/kg ラット

観察期間: 14日間

- 一般状態、体重増加に異常なし
- 肺重増、肺動脈圧の増加、肺動脈硬化
- 肺の組織学検査において異常なし
- 肺の組織学検査において異常なし(肺動脈、気管支に異常なし)

急性全身毒性および肺への毒性は認められない

### 気体状次亜塩素酸の安全性試験

1. 慢性吸入毒性試験(ラット)

暴露期間: 90日間

通風酸化式加湿装置

110 mg/Lの次亜塩素酸水溶液を供給して曝露 (pH 6.4)

対照群: 水道水

2. コモットアッセイ(マウス肺)

暴露期間: 90日間

通風酸化式加湿装置

100, 1,000 mg/Lの次亜塩素酸水溶液を供給して曝露 (pH 9.0)

対照群: 水道水

以下の項目を検査

- %DNA in tail に有意な増加なし
- ヘジホック頻度に顕著な増加なし

DNA損傷を誘発しない

肺の病理組織学検査

(1) 水道水 (2) 次亜塩素酸水

肺および気管支に変化は認められない

三重大 大学院生物資源学研究所 福岡司先生「室内空間における低濃度次亜塩素酸の安全性」より抜粋

### ヒトによる安全性試験

2021年3月にJFK加盟社の次亜塩素酸水を市販専用噴霧器を用いて20名を2群に分けて臨床試験を行った。1日8時間28日間の噴霧下で次亜塩素酸水を水道水の噴霧ですべての検査項目で有為な差は認められなかった。

監修 北海道大学名誉教授 玉城英彦

事務連絡  
令和3年10月21日

各都道府県保健所設置市特別区衛生主管(部)局 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部  
新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について

新型コロナウイルスの消毒・除菌方法については、「独立行政法人製品評価技術基盤機構」(NITE)において有効性の評価が行われており、当該結果を含め、現在の知見を経済産業省、消費者庁とともにホームページにおいて周知しているところ。近時、次亜塩素酸水を空間噴霧して使用することについて問合せが多く寄せられているところ、今般下記のとおりとまとめた上、別添のとおりQ&Aとしてお示ししますので、内容について御手紙の上、貴管内の関係機関に対して周知くださるようお願いいたします。

記

厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」の「5.(補論)空間噴霧について」の【参考情報3】において、「消毒効果を有する濃度の次亜塩素酸水を吸い込むことは、推奨できません。」と記載しております。

これは、消毒剤や、その他ウイルスの量を減少させる物質を空間噴霧して使用することは、眼や皮膚への付着や吸入による健康影響のおそれがあることから推奨しない、という趣旨ですので、個々の製品の使用に当たっては、その安全性情報や使用上の注意事項等を守って適切に使用してください。

なお、同ホームページの「5.(補論)空間噴霧について」における「消毒剤や、その他ウイルスの量を減少させる物質」に該当する製品が、健康影響のおそれがあるものかどうかについては、各製品の安全性情報や使用上の注意事項等を確認いただき、消費者に御判断いただくものと考えております。

1 新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について(厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ) 5.(補論)空間噴霧について  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html)

(別添)  
【次亜塩素酸水の空間噴霧について】

問 厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」の「5.(補論)空間噴霧について」の【参考情報3】において、「消毒効果を有する濃度の次亜塩素酸水を吸い込むことは、推奨できません。」としているが、これは厚生労働省として、次亜塩素酸水を空間に噴霧する事をいかなる場合でも禁止するという趣旨か。

(答) 世界保健機関(WHO)は、新型コロナウイルスに対する消毒に関する見解の中で、「室内空間で日常的に物品等の表面に対する消毒剤の(空間)噴霧や燻蒸をすることは推奨されない」としており、このような国際的な知見に基づき、健康影響のおそれのある消毒剤や、その他ウイルスの量を減少させる物質について、人の眼や皮膚に付着したり、吸い込むおそれのある場所での空間噴霧をおすすめしない、という趣旨を示すものです。

なお、個々の製品の使用に当たり、その安全性情報や使用上の注意事項等を守って適切に使用することを妨げるものではありません。

ただし、「消毒剤や、その他ウイルスの量を減少させる物質」に該当する製品が、健康影響のおそれがあるものかどうかについては、各製品の安全性情報や使用上の注意事項等を確認いただき、消費者に御判断いただくものと考えております。

詳しくは 検索 ⇒ 次亜塩素酸水溶液普及促進会議

(一社)次亜塩素酸水溶液普及促進会議では会員メーカーの製品について厳正な検査を行い、ガイドラインに適合した製品のみ品質認証シールを貼付しています。次亜塩素酸水製品を選択する際にはJFK品質認証シールのあるものからお選びください。

## ヒタヒタポスターの誤りと変更の経緯

2020年6月24日NITEの最終発表で公開された厚労省、経産省、消費者庁連名で発表された「次亜塩素酸水を使ってもののウイルス対策をする場合の注意事項」ポスターは、多くの点で科学的根拠がなくNITEが試験を行わなかったことについても記載されていたことからJFKではこのポスターは、感染対策として有効な次亜塩素酸水の活用を妨げる不公正なものであるとして各省に抗議を続けてきました。「アルコールのように少量をかけるだけでは効かない」とか、「ヒタヒタに濡らす」とか、「20秒以上」の時間をおくとか、「人が吸入しないように注意してください」とか、どういう意図で誰が作成したものなのか次亜塩素酸水が実際のウイルス対策には活用できないかのような印象を与える意図的とも思われる文章となっていました。JFKは次亜塩素酸水のウイルス対策の効果はアルコールと同等か、より短い時間で除菌することが可能であること、常時的にテーブルの上をヒタヒタにするほど濡らす必要はないこと、20秒とある時間は試験管実験の結果を見るために必要な作業時間であり、除菌にはアルコールと同等の使い方で充分であること、吸入する恐れがあるというあたかも次亜塩素酸水が危険な劇薬であるかのような印象を与えようとしているが、実際には事故事例も健康被害の根拠もないことなどを指摘してきました。

JFKでは、NITEの最終発表記者会見で委員長自らが「次亜塩素酸水を空間噴霧すると目に入ると結膜炎になり、気管支障害を起こす」と発言(後に否定)したことでも明らかのように空間噴霧について確信的に感染対策への活用を妨害する工作がなされたものと考えています。そもそもNITEでは空間噴霧の試験を行っていないにもかかわらず、あえて空間噴霧は危険であるという根拠の無い記載をしています。

後にNITE評価委員長の松本哲哉教授自身が「私は次亜塩素酸水の空間噴霧が危険とは言っていない」「このポスターの内容についての監修には関わっていない」と証言し、評価委員会の福岡三重大大学教授も新型コロナウイルスの拭き取り実験などは解放状態で行えないことを指摘しています。本来、アルコールが不足したときの代替消毒剤として国民の健康のために実験したNITEの試験結果が、効果があると発表されたにもかかわらずその目的に反する注意事項が書かれたことにJFKとしては強く抗議するとともに、国会の場での質疑や議員連盟の提言等を経て修正を求め続け、11月30日にやっと本来の使用法を示すポスターに修正されました。